

遊休農地解消対策事業実施地区における農地中間管理権設定の取扱い

< 福島県農地中間管理機構 >
(公財) 福島県農業振興公社

- 実施要件の変更により、事業実施に当たり、令和7年度から賃貸借による農地中間管理権の設定が可能となった。
- 一方、農地所有者が賃料収入の利益を享受することは、モラルハザードを生ずる恐れがある。
- 経営局農地政策課農地集積・集約化促進室長発出のR7.4.7付け事務連絡を踏まえ、農地所有者の賃料収入から本事業による交付金額を相殺する取扱いを福島県機構として以下のとおりとする。



【基本的な取扱い】

- 農地中間管理権については、賃借権又は使用貸借とする。
- 賃借権を設定する場合は、使用貸借と賃借権の切替ではなく、賃借権のみでの契約とするが、公社負担額分を使用貸借見合いとして、機構契約賃料を調整する。
- 相殺前の基本賃料となる標準賃料を、遊休農地解消取組者（市町村、市町村農業委員会及び地域耕作放棄地対策協議会等）が設定し、公社は取組者から提出される「事業実施計画書」で内容を確認する。
その際に、市町村農業委員会から公表されている農地賃料情報を基本とする。公表情報がない場合は、近隣市町村の公表情報やその他情報等により適切に設定する。
- 標準賃料から本事業による公社負担額（上限43,000円/10a ÷ 契約年数）の相殺を考慮して、機構契約の賃料を決定する。
機構契約賃料（円/10a） ≤ 標準賃料 - 公社負担額（上限43,000円 / 10a ÷ 契約年数）
- 上記により、農地所有者と借受者とで賃料差はないので、賃料による公社収益は発生しない。
- なお、期間満了後の再設定（更新）時の賃料設定においては、公社負担分の相殺額を考慮する必要はない。